

2007年4月9日

各位

日本繊維輸出組合

「平成19年度 中小企業知的財産権保護対策事業」公募のご案内

日本貿易振興機構（ジェトロ）より、中小企業に対し、海外での模倣品・海賊版対策で、その侵害調査にかかった経費の一部を助成することなどを内容とした、下記「中小企業知的財産権保護対策事業」の公募案内がありましたのでお知らせします。

平成19年度 中小企業知的財産権保護対策事業

公募のご案内

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、現地で侵害調査を実施することにより、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。

1. 応募方法：

(1) 応募手続の流れ

- ① 本事業の概要について、受付窓口にお問い合わせをして下さい。
- ② 具体的な被害状況、調査内容について、ジェトロ知的財産課に事前相談をして下さい。
- ③ 申請書に必要な事項を記入し、添付書類を添えてジェトロ知的財産課に提出をして下さい。

<受付窓口>

- ・ ジェトロ知的財産課(TEL: 03-3582-5198)
URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>
- ・ ジェトロ貿易情報センター
URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/>
- ・ 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 (TEL: 03-3501-1701)
URL: <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html>
- ・ 中小企業基盤整備機構 中小企業・ベンチャー総合支援センター
URL: <http://www.smrj.go.jp/center/head/000907.html>

<相談窓口・申請書類提出先>

日本貿易振興機構（ジェトロ） 在外企業支援・知的財産部 知的財産課 担当：坂上
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
電話：(03)3582-5198 FAX: (03)3585-7289 E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

(2) 応募受付期間

- ・ 2007年4月2日より、随時受け付けます。但し、予算がなくなり次第、応募の受付を終了します。

2. 申込資格：

次のいずれかの条件を満たし、権利の所有者またはそのライセンス被許諾者であること。

- ・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人(詳細は別紙1)。

※複数の中小企業による申請も可。

- ・個人もしくは中小企業者としての組合、連合会、団体等(詳細については、受付窓口にお問い合わせをして下さい。)

3. 提出書類：

- ・申請書および添付書類(詳細は別紙 2)

申請書の様式は、次のジェトロのウェブサイトから入手することができます。

URL: <http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20070328311-news>

4. 助成条件：(1)~(5)までの条件を全て満たすこと。

- (1) 次のいずれかの条件を満たすこと。(詳細は別紙 3)

- ・ 調査対象製品が調査国において申請者の登録済または出願中の特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利に抵触する可能性があること。
- ・ 調査対象製品が調査国において申請者が保有している著作権に抵触する可能性があること。
- ・ 調査国において日本の不正競争防止法違反に該当する侵害行為があり、権利行使をできる可能性が高いこと(模倣品を想定)。

- (2) 調査国における権利侵害の可能性を示す証拠があること。(詳細は別紙 3)

※複数の中小企業による申請の場合は、それぞれの企業の権利が侵害されている証拠があること。

- (3) 他の機関から、同様の助成を受けていないこと。

- (4) 2008年3月中旬までに調査が完了する見込みであること。

- (5) 調査後3年間の間に権利行使等の進展があった場合には、ジェトロに対する報告義務を負うこと。

5. 助成内容：

- (1) ジェトロが委託した外部調査機関(調査会社、法律事務所、特許商標事務所等)の調査費用を対象とする。調査費用には侵害者に対する調査費用や侵害調査に関する鑑定費用を含む。

※行政取締り、侵害訴訟、輸出入差止行為等の権利行使に対する費用は含まない。

※調査機関との打合等に伴い発生した申請者の国内外への出張費、事務費等は含まない。

※複数国・地域の調査であっても助成可能。

※前年度の助成内容と、調査対象者、調査対象権利、調査対象製品の全てが重複している調査に関する費用の助成は認められない。

- (2) 原則として1申請者につき1申請/年度とし、複数回の申請は認めない。

※当初計画していなかった事由が生じた場合、変更申請書を提出していただく場合があります。

- (3) 1申請者あたりの助成金額は、調査費用の2/3以内(助成上限額 300万円)。

6. 審査方法：

提出された書類の内容に基づき、採否の決定を行います。採否の決定までに約1週間の時間を要し、採否の結果については、申請者に通知します。

7. 調査開始と調査費の支払い：

- ・申請者とジェトロが契約を締結した後、調査を開始する。
- ・申請者は侵害調査にかかる自己負担分を、調査報告書納品後所定期間内に支払う。

8. 注意事項：

- ・提出いただいた書類等は返却しません。応募の際に提出した情報は非公開とします。
- ・調査報告書の内容は原則非公開とします。ただし、調査報告書の納品から一定期間を経過したものについては、匿名で概要を公表する場合があります。
- ・侵害調査の内容によっては、ご要望の期間内に完了することができないもしくはご要望に添えない結果が得られる場合がありますが、調査費用の自己負担分についてはお支払いいただきます。
- ・調査報告書の実効性や証拠力については保証できません。
- ・調査費用の円換算にあたっては、ジェトロの規程にもとづきます。

9. 問い合わせ先：

ジェトロ知的財産課 担当：坂上
電話：(03)3582-5198 FAX:(03)3585-7289